

緊急事態宣言解除に伴う学生生活について

令和2年6月8日

米子地区学生 各位

医学部長

新型コロナウイルス感染予防対策等や学生生活に関するメッセージについては、本学の方針が定まり次第、随時皆さんへ発信しているところです。

5月25日、新型コロナウイルスの感染対策の基本的方針が改定され、すべての緊急事態宣言対象地域に対し解除宣言がなされ、外出自粛やイベント等の開催や、施設の使用制限などについて、今後、段階的（おおむね3週間ごとに）に緩和されることが示されました。これを受けて、本学においても感染予防対策等に努めながら、段階的に学内活動等の再開に取り組むこととしています。

については、5月28日付けで要請した6月24日までの学生生活に関する注意事項について、一部修正しましたので、ご理解とご協力をお願いします。

1. 課外活動

◆ 6月8日より対面授業が再開されることに伴い、感染予防対策等を徹底したうえで、課外活動の制限を一部解除します。ただし、以下の事項を遵守すること。

- ① 課外活動は可能としますが、活動時間は2時間以内とすること。
- ② 課外活動前に健康観察、活動中はこまめな手洗い、手指消毒を行い、ソーシャルディスタンスを保ち3密防止に努めること。
- ③ 講義室、体育施設等を利用する際は、定期的に換気を行うこと。（合宿、遠征、対外試合、コンサート、ライブ等は、引き続き自粛する。）
- ④ 更衣室の利用は、3密にならないよう注意し、飲食はしないこと。
- ⑤ 課外活動中はこまめに水分補給をするなど、熱中症に十分注意すること。
- ⑥ 新歓活動として、練習の見学、体験は可としますが、その際もマスク着用やソーシャルディスタンスの維持等に注意する。個別や団体での会食等を行うことは引き続き原則禁止する。また、各サークルホームページ及びSNS(Twitter, Instagram等)上での情報発信は可能とし、新入生向けの新歓・説明会等はできるだけオンラインで行うようにする。

※新入生を含めた参加者はすべて鳥大IDでGoogleにログインした上で参加することとし、それ以外のアカウントでの参加はこれを認めない。

オンライン新歓をSNS・メール等で周知するにあたっては、必ず鳥取大学HP課外活動サークル一覧 (<https://www.tottori-u.ac.jp/2171.htm>#米子地区(医学部2年以上)サークル一覧)へのリンクを併記し、公認サークルであることを証明すること。併せて、周知の際は「#鳥大オンライン新歓」のハッシュタグを付すこと。

◆自習室（ヒポクラテスルーム、アレスコ棟学生ラウンジ等）の使用については、当面の間、原則禁止とします。

◆医学科6年生、保健学科看護学専攻、検査技術科学専攻4年生は、例年課外活動施設棟、学生自習室、大学会館集会室等で国家試験勉強行っておりますが、**3密（特に密閉、密接）の環境を回避できると考えられないことから、当面の間、利用を原則禁止**とします。

2. 国外旅行、国内旅行、帰省など県をまたぐ移動

◆国外への旅行等は自粛すること。

※5都道府県（北海道、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）への不急の移動は、6月18日まで自粛すること。

◆生命科学科・保健学科の就職活動では感染予防対策と健康観察を行うこと（大学から企業等へ対面での採用活動自粛のお願いをHPへ掲載済）

◆やむを得ない事情により鳥取県外へ移動する場合は、所属学部教務係または指導教員へ相談すること。

◆病院見学や病院説明会への参加についても6月18日までは原則禁止とします。やむを得ず参加が必要な場合には、医学科長若しくは保健学科長へ相談すること。

3. 3つの密（密閉空間、密集場所、密接場面）の回避

◆カラオケ店、ゲームセンター、パチンコ店など換気が悪く、人の密集する施設への立ち入りの禁止。

◆知人や友達を誘っての飲食、宴会等の禁止。

◆飲食・接客系アルバイトの原則禁止（生活上必要なアルバイトについては相談に応じます）。

4. 健康管理の徹底と健康状態の記録

◆自身の健康管理（体温測定、マスク着用、手洗い）を行うこと。

◆健康観察表を記録すること。

5. 悪徳商法、訪問販売、ネット契約、カルト系集団に注意

◆本学は、学外での勧誘活動は一切認めていません。

◆むやみにドアを開けない、連絡先（携帯番号）を教えない、気軽についていけない。

【罹患等した場合の対応】

・3月31日付け理事（教育担当）通知「新型コロナウイルス感染症に罹患等した場合の対応について」によること。